

東京都立永福学園 いじめ防止基本方針

校 長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

東京都立永福学園（以下、「本校」とする。）は、いじめが、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであるとの認識に立ち、以下の方針によりいじめ問題の防止と解決に取り組む。

(1) 軽微ないじめも見逃さない

全ての教職員が、「いじめ」の定義を正しく理解し、一人ひとりの教職員の鋭敏な感覚により、どんな軽微ないじめも見逃さずに、これを的確に認知する。

(2) 教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む

学校が迅速かつ組織的にその状況を確認し、適切な役割分担により対応を行う。また、「学校いじめ対策委員」の役割を明確にし、教職員はこの委員会への報告・連絡を欠かさず行うことにより、あらゆるいじめに対して、教員が一人で抱え込むことのない組織的な対応を実現する。

(3) 相談しやすい環境の中で、子供を守り通す

いじめについて、大人には相談しづらいという状況を改善するため、学校教育相談体制を充実させ、子供の不安や悩みに対して、スクールカウンセラー等を含むすべての教職員が、いつでも相談に応じる体制を整備する。このことにより、子供が教職員を信頼して相談できる関係を構築する。

(4) 子供たち自身が、考えて行動できるようにする

子供たち自身が、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるようにする。また、全ての教育活動を通じて、子供たちの自己肯定感を育むとともに、自尊感情をもてるよう、適切な指導を行う。

(5) 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る

学校は、被害及び加害の子供の双方の保護者による十分な理解と協力を得ながら、対応する。「学校いじめ防止基本方針」の内容を周知し、いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えるなどして、信頼関係の下に、理解と協力を得られるよう努める。

(6) 社会全体の力を結集し、いじめ問題に対峙する

外部の人材や関係諸機関と適切に連携して、対応する。また、「学校サポートチーム」の機能を明確にし、会議を通して教職員、PTA、地域住民、警察や児童相談所等の関係機関の職員、スクールソーシャルワーカー等が適切に役割を分担することで、被害の子供を支援したり、加害の子供の反省を促す指導を行ったりする。

2 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、在籍する児童・生徒の保護者及び関係機関と連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組む。また、児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

委員会は、いじめを未然に防止し、いじめ又はその兆候を早期に発見し、いじめに関する事案に迅速に対処して、学校組織として、その解決を図ることを目的とする。

イ 所掌事項

- ・いじめを未然防止する体制及び取組
- ・いじめに関する相談体制の充実
- ・いじめの状況把握及び分析、並びに状況報告
- ・いじめを受けた児童、生徒、及び保護者に対する相談、支援
- ・いじめを行った児童、生徒及び保護者に対する指導、助言
- ・専門的な知識を有する者などとの連携
- ・その他、いじめの防止に関わること

ウ 会議

委員会は「いじめに関するアンケート」を受け、定例会として年2回開催する。いじめに関する事案発見の場合は、校長の判断により、緊急会議を開催し、組織的かつ迅速な対応を行う。

エ 委員構成

委員は校長、副校長、生活指導主幹教諭、生活指導主任教諭、スクールカウンセラーのほか、事案が発生した場合は、校長が指名する教職員によって構成する。校長の判断により、必要に応じて心理・福祉に関する専門的な知識を有する者を参加させることもできる。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

サポートチームは学校いじめ対策委員を支援するとともに、当該ケース担当教職員及び、保護者、関係機関と連携し、いじめ又はその兆候が確認された児童・生徒に必要な支援を行うことを目的とする。

イ 所掌事項

- ・いじめを未然に防止する体制、及び取組の支援
- ・いじめに関する相談を支援する。
- ・問題行動が明らかになった場合は、具体的な対応策を協議する。
- ・管轄警察署は、犯罪行為として取り扱われる事案等への対処について助言する。
- ・その他、いじめの防止に関すること

ウ 会議

学校サポートチーム連絡会を年1回開催する。また、必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導を管轄する主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援コーディネーター、臨床発達心理士、学区域管轄警察署少年係、その他校長が必要と認める者とする。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 「いじめは絶対に許さない。」という意識を学校全体に浸透させる。

イ 日常生活を含めた学習活動全般を通して、人権意識を育み、互いに認め合い、共に成長し、

いじめを行わない態度・能力を育成する。

ウ 児童、生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

エ 教員の専門性や人権に関する校内研修を定期的実施し、教職員の資質の向上を図るとともに、人権意識の高い学校づくりを進める。

オ 児童・生徒を対象に、いじめ（インターネットを通じて行われるいじめも含む。）防止指導を学年集会や犯罪被害・加害防止のためのセーフティ教室等で実施する。

カ 保護者を対象に、いじめ（インターネットを通じて行われるいじめも含む。）防止の啓発を保護者会やセーフティ教室等で実施する。

（2）早期発見のための取組

ア 就業技術科においては、スクールカウンセラーとの定期的な面談や、臨床発達心理士相談、保健室来室の状況等からいじめの実態を定期的に把握するとともに、生徒が相談や、いじめを訴え、早期に発見、対応できる環境を整備する。

イ 肢体不自由教育部門においては、児童・生徒の変化を察知するとともに、保護者からの相談により、いじめを早期に発見できるよう体制を整備する。

ウ 「いじめに関するアンケート」を年3回取り、定例会を開き確認を行う。いじめの可能性のある記述については丁寧に対応する。

エ 教職員だけでなく、必要があれば、関係部署ともいじめに関する情報の共有を図り、組織的に対応する。

オ 教職員は校内研修などで、いじめへの対応について学び、いじめを見かけたら直ちに止めに入ることや、いじめの被害にあっている児童、生徒を徹底して守り通すことなどを実践する。

（3）早期対応のための取組

ア いじめの発見、通報を受けたら真摯に受け止め、「学校いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。

イ いじめられた児童・生徒及びいじめを知らせてきた児童・生徒の安全の確保に努める。

ウ 事実確認の結果は、校長が責任をもって教育委員会に報告し、関係職員（担任など）が被害者、加害者の保護者に連絡する。

エ 加害児童・生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導や支援を行う。

オ 保護者への支援や助言、関係機関、専門家等との相談や連携を図る。

カ いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案については、管内の警察署、児童相談所などの関係諸機関と相談をしながら対応する。

（4）重大事態への対処

ア 重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し対応にあたる。

イ 校長はすぐに「学校いじめ対策委員会」を招集し、事案についての概要把握と今後の計画を立てる。

ウ 重大事案に至る要因について、事実関係を明確にする。その際、調査の公平性を高めるため事案に応じて適切な専門家を加えるなどして、対応する。

エ いじめられた児童、生徒や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活に向けて関係機関とも連絡を取り、支援に努める。

オ 加害児童、生徒へは、いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。その際、警察や児童相談所等の関係機関

とも連携を取り、対応する。

5 教職員研修計画

- (1) いじめの定義をはじめ、いじめ問題の防止や解決について、年間3回の校内研修を実施する。
- (2) 学校いじめ対策委員会、学校サポートチーム連絡会の記録を全教職員が共有し、いじめの未然防止への意識を高める。
- (3) 臨床発達心理士を講師とし、障害特性の理解について、研修を行う。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学校で決定した指導、体制に基づき指導、支援を行っていく。
- (2) 加害者、被害者とも、学級担任を中心に複数人数で対応し、迅速に事実を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- (3) いじめられた児童、生徒を徹底して守ることや、秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- (4) 事実確認のための聴き取りアンケート等により判明した、いじめの事案に関する情報を適切に提供する。
- (5) 保護者会や学園通信等で都立永福学園いじめ防止基本方針を周知する。
- (6) 個人面談や保護者会などで情報を提供し、保護者との連携を図る。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 都立永福学園いじめ防止基本方針を学校ホームページで、公表する。
- (2) 管轄警察署担当者から、セーフティ教室の機会等に校内の視察を依頼し、具体的な課題についての助言を受ける。
- (3) 必要に応じ、児童・生徒の居住地の子供家庭支援センターや児童相談所、福祉事務所、少年センター等、関係機関と情報の共有を図る。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止に関する取組については、PDCA サイクル (Plan→Do→Check→Action) で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) 学校運営連絡協議会で年間の取組を報告し、指導・助言を得ることにより、次年度以降のいじめ防止対策に生かす。
- (3) いじめに関する項目を学校評価アンケートに盛り込み、教職員や保護者、生徒からの、学校の取組についての意見を集約し、次年度以降のいじめ防止対策に生かす。

附則 本方針は、平成26年10月26日から施行する。

附則 本方針は、平成31年 4月 1日から施行する。

附則 本方針は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附則 本方針は、令和 4年 4月 1日から施行する。